新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県教育委員会公告式規則(抜粋) | 高知県教育委員会公告式規則(抜粋) |
| 本則 | 本則 |
|  |  |
| (規則の公布)  第1条　教育委員会規則(以下「規則」という。)を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならない。 | (規則の公布)  第1条　教育委員会規則(以下「規則」という。)を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び委員長名を記入しなければならない。 |
| 2　規則の公布は、高知県公報に登載して行う。ただし、やむを得ない理由により登載することができないときは、県庁前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。 | 2　規則の公布は、高知県公報に登載して行う。ただし、やむを得ない理由により登載することができないときは、教育委員会所定の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。 |
| (規則の施行)  第2条　規則は、当該規則に特別の定めがあるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。 | (規則の施行)  第2条　規則は、規則に特別の定めがあるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。 |
| (告示の公告)  第3条　教育委員会告示及び教育長告示は、番号、年月日及び教育長名を記入して公告する。 | (告示の公布)  第3条　教育委員会告示は、番号、年月日及び委員長名を記入して公布する。 |
|  | 2　教育長告示は、番号、年月日及び教育長名を記入して公布する。 |
| (訓令の公表)  第4条　教育委員会訓令及び教育長訓令は、番号、令達先、年月日及び教育長名を記入して公表する。 | (訓令の公布)  第4条　教育委員会訓令は、番号、令達先、年月日及び委員長名を記入して公布する。 |
|  | 2　教育長訓令は、番号、令達先、年月日及び教育長名を記入して公布する。 |
| (準用)  第5条　第1条第2項及び第2条の規定は、第3条の告示の公告及び施行並びに前条の訓令の公表及び施行について準用する。 | (準用)  第5条　第1条第2項及び第2条の規定は、前2条の告示及び訓令を公布及び施行するときに準用する。 |
|  |  |